

## 地熱開発の問題点

# 温泉 クライシス

短期集中連載

&lt;3&gt;

地熱発電の一つである「バイナリー発電」の建設場所は急峻な山のおもとであり、多くの断層を抱える場所にある。地中に温泉を戻さなければいけなくなった場合や、ガスまたは温泉を引き揚げる時、振動が多く災害を引き起こす可能

中房温泉株式会社代表取締役  
日本温泉協会理事

百瀬 孝仁氏

性があるというリスクを知らなければならぬ。長野県内で開かれていた地熱開発の説明会で気がついた事は、開発業者の説明を聞く側が地熱開発に対する予備知識があまりないため、素晴らしい開発だと思ってしまう点だ。

地面に穴をあけてガスを抜き、地中に水を入れれば振動がないはずはないのに、「問題ない」と開発業者は説明している。リスクの説明と補償の範囲も説明すべきではないか。

もう一つは汲みあげで温泉水を利用していると

## リスクと補償範囲を明確に

この場合、源泉位置が現行法規で確定していないものは公共性を問えるか極めて疑問だ。県内のバイナリー発電については、自然湧出している高温温泉地は多くあるので工夫すれば、可能であると思う。また、湧出した温泉でバイナリー発電をするためには、小規模温泉の発電機の開発も必要ではないかと思う。掘削を伴う場合は、リスクの説明と補償の範囲を国レベルで明確にするべきではないか。

近くの温泉組合は、賛成だというのが、その多くは「温泉の供給が約束されているから」という。造成温泉は使用できない場合もあるというリスク説明がされていないのは問題であり、その上、「振動もない安全な開発だ」と決めつけている。

ここは、汲みあげにかかる電力以上に電力が生産される必要がある。湯量によっては効率がかかなり悪くなるのではと想像できる。

現行の温泉法では、公共性がうたわれているが、それは現行法規で定められたルールに基づいてのことである。

私は温泉掘削を巡って長野県を相手に裁判を起こした経験がある。県の審議会では、現行

温泉法の解釈や管理体制も各県のレベルで違っているようでは、対等に話が進まない。温泉法自体軽視されても仕方がない。